

## 富士山世界文化遺産協議会作業部会設置要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、富士山世界文化遺産協議会設置要綱第5条の規定に基づき、富士山世界文化遺産協議会作業部会（以下「作業部会」という。）に関し、必要な事項を定める。

## (所掌事務)

第2条 作業部会は、世界遺産一覧表に記載された富士山（以下「資産」という。）及びその周辺環境の保存管理と整備活用に関する次の事務を行う。

- (1) 富士山世界文化遺産協議会（以下「協議会」という。）における協議事項の事前調整
- (2) 富士山包括的保存管理計画の進行管理と協議会に対する課題、施策案の提示
- (3) 資産の保存管理とその周辺環境の保全に係る重要事項の調整
- (4) 世界遺産委員会への提出が必要な定期報告書等に関する事前協議

## (組織)

第3条 作業部会は、部会長、副部会長、委員をもって構成する。

- 2 部会長、副部会長は、山梨県県民生活部次長及び静岡県文化・観光部理事（富士山担当）の互選により定める。
- 3 部会長が不在のときは、副部会長がその職務を代理する。
- 4 委員は、関係行政機関、資産所有者、住民代表者及び関係団体のうちから、部会長が任命又は委嘱する者とする。

## (任期)

第4条 部会長が任命または委嘱する委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 部会長が任命または委嘱する委員は、再任することができる。

## (会議)

第5条 作業部会は、部会長が必要に応じて関係する委員を招集し、主宰する。

- 2 部会長が、やむを得ない理由により協議会に出席することができないときは、部会長があらかじめ指名する者が、作業部会を主宰する。
- 3 副部会長及び委員は、都合により作業部会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができる。
- 4 作業部会は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (富士山利用者負担専門委員会)

第6条 第2条第3項の重要事項の調整のため、作業部会に富士山利用者負担専門委員会を置く。

- 2 富士山利用者負担専門委員会の組織、その他必要な事項は、部会長が別に定める。

## (庶務)

第7条 作業部会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、部会長

が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年 1月25日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に任命又は委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年 1月18日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年 8月 5日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成25年 9月 1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成27年 4月10日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成28年 2月18日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。